

報告第 8 号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

令和7年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

令和7年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,426千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 77,280	千円 △958	千円 76,322
	1 一般会計繰入金	77,280	△958	76,322
2 繰越金		559	△468	91
	1 繰越金	559	△468	91
歳 入 合 計		163,024	△1,426	161,598

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 163,024	千円 Δ1,426	千円 161,598
	1 商工業費	77,749	Δ1,426	76,323
歳 出 合 計		163,024	Δ1,426	161,598